

高砂市就学援助に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市就学援助規則（昭和55年高教委規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、就学援助の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 規則第3条第2号に規定する別に定める認定基準は、次のとおりとする。

(1)世帯の前年中の総所得金額が世帯構成別に定めた別表第1に定める額以下の世帯であること。

(2)生活保護が停止又は廃止になった世帯であること。

(3)児童扶養手当を受けている世帯であること。

(4)前3号に掲げるもののほか、特別の理由がある世帯で特に高砂市教育委員会（以下「委員会」という。）が認めたものであること。

(就学援助の内容)

第3条 規則第4条第1項各号に掲げる就学援助の種類の内容は、次のとおりとする。

(1)学用品費、通学用品費及び校外活動費（泊無しの場合）

ア 学用品費 児童又は生徒が学習するに当たって必要な鉛筆、ノート、定規、国語辞典等（実験・実習教材費を含む。）を購入するための費用

イ 通学用品費 児童又は生徒が通常必要とする通学用品を購入するための費用をいい、通学靴、雨靴、雨傘、帽子等を含む。

ウ 校外活動費 学校外へ教育の場を求めて行う学校行事としての活動（以下「校外活動」という。）に児童又は生徒が参加する場合に必要な経費（交通費及び見学料に限る。）

(2)新入学児童生徒学用品費等

新入学の児童又は生徒が通常必要とする通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子等）を購入するための費用

(3)体育実技用具費

中学校の体育（体育保健）の授業の実施に必要な体育実技用具として、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされている柔道着等を購入するための費用（当該授業を最初に実施する学年に在学する生徒を対象とし、中学校を通じて1回とする。）

(4)校外活動費（泊有りの場合）

校外活動のうち宿泊を伴うものに児童又は生徒が参加するために直接必要な

交通費及び見学科

(5) 修学旅行費

修学旅行に必要な交通費、宿泊費及び見学科をいい、参加する児童又は生徒が均一的に負担する記念写真代、傷害保険料、医薬品代及びしおり代を含む。

(6) 学校給食費

学校給食費として児童又は生徒の保護者が負担すべき費用

(7) 医療費

児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条各号に掲げる疾病にかかり、学校で治療の指示を受けた当該児童生徒の医療に要する費用

（就学援助費の額）

第4条 規則第5条に規定する就学援助費の額は、別表第2のとおりとする。

（申請）

第5条 規則第6条の様式は、就学援助世帯票兼申請書（様式第1号。以下「世帯票兼申請書」という。）のとおりとする。ただし、規則第4条第2項の規定により入学予定者の保護者が入学前に受ける新入学児童生徒学用品費等（以下「入学準備金」という。）は、就学援助新入学学用品費（入学準備金）申請書（様式第1号の2）のとおりとする。

（通知）

第6条 規則第7条の規定による通知は、就学援助の認定をした場合にあっては就学援助認定通知書（様式第2号）により、就学援助の認定をしない場合にあっては就学援助不認定通知書（様式第3号）により行う。ただし、入学準備金については、就学援助の認定をした場合にあっては就学援助新入学学用品費（入学準備金）支給決定通知書（様式第2号の2）により、就学援助の認定をしない場合にあっては就学援助新入学学用品費（入学準備金）不支給決定通知書（様式第3号の2）により行う。

（申請の時期と就学援助の適用時期）

第7条 委員会は、規則第7条の規定に基づき認定した場合は、規則第4条第1項第1号に掲げる就学援助費にあっては世帯票兼申請書の提出があった日（以下「提出日」という。）がその月の15日までのときは当該月以降当該年度の3月までを、16日以降のときは翌月以降当該年度の3月までを支給対象とし、同項第2号から第6号まで掲げる就学援助費にあっては提出日以降当該年度の3月31日までを支給対象とする。ただし、提出日が6月15日までのときは、当該年度を支給対象とすることができる。

(給付方法)

第8条 規則第8条本文の規定による就学援助費の給付の方法は、当該保護者の指定口座への振込みによるものとする。

2 規則第9条第1項の規定により学校長が委任を受けている場合における規則第8条本文の規定による就学援助費の給付の方法は、委任をした保護者に係る就学援助費を学校長がまとめて受領し、当該保護者に現金又は現物をもって支給することによるものとする。

(学校長への委任)

第9条 規則第9条第1項の規定による就学援助費に関する執行の学校長への委任は、委任状(様式第4号)を提出することにより行うものとする。

2 規則第9条第2項の規定による執行の内容の委員会への報告は、就学援助費個人支給明細書(様式第5号)により行うものとする。

(給付の返還)

第10条 委員会は、既に年度分を一括して支給している規則第4条第1項第1号に掲げる就学援助費について、規則第11条第2項の規定により就学援助の認定を取り消した場合においては、同条第1項第1号から第3号までに該当するときは高砂市立の小学校又は中学校を除籍になった日、同項第4号に該当するときは就学援助を必要としなくなった日の属する月の翌月以後に係る費用の全部又は一部の返還を就学援助の認定取消通知書兼返還金命令通知書(様式第6号)により命ずることができる。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 規則第4条第2項により入学予定者が入学前に受ける「入学準備金」については、就学援助新入学学用品費(入学準備金)返還命令通知書(様式第7号)により行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月24日から施行する。

別表第1（第2条関係）

高砂市就学援助の認定所得基準

世帯構成人員 （生計同一人員）	2人	3人	4人	5人	6人以上1人 増すごとに
前年の合計所得金額	円	円	円	円	円
（世帯全員の合計）	1,841,000	2,503,000	2,898,000	3,100,000	430,000

別表第2（第4条関係）

高砂市就学援助の額

(円)

学校・学年 援助費	準要保護者					要保護者	
	小学校		中学校			小学校	中学校
	1年	その他の 学年	1年	2年	3年		
学用品費及び通学用品費 校外活動費（泊無）	12,990	15,220	24,590	26,820	26,820	--	--
新入学児童生徒 学用品費等	40,600		47,400	--	--	--	--
体育実技用具費	--	--	実費(1回限り)			--	--
校外活動費（泊有）	--	--	6,100	6,100	--	--	--
修学旅行費		6年 *実費	--	--	3年 *実費	6年 *実費	3年 *実費
学校給食費	実費		高砂中のみ実費			--	--
医療費	実費		実費			実費	実費

備考

- この表において「要保護者」とは、生活保護法（昭和23年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
 - この表において「準要保護者」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者をいう。
- * 修学旅行費については、小学校は21,490円、中学校は57,590円を支給額上限とする。